

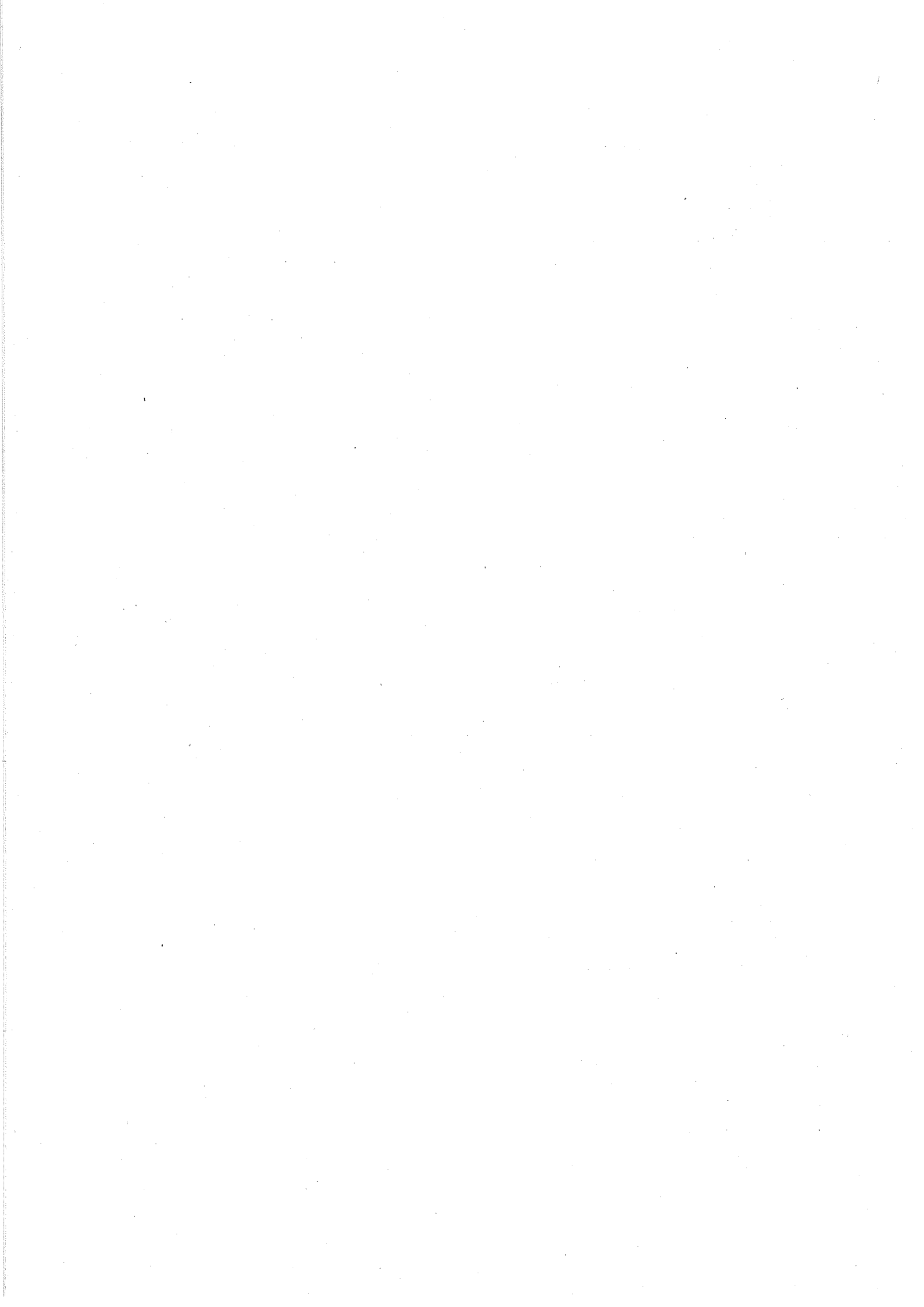
# 枚方市NPO活動応援基金補助事業

---

## 【申請書類】

法人名

【7. 関西生活文化研究会おでかけ】





2023年 2月 24日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人  
関西生活文化研究会おでかけ  
主たる事務所 〒573-1111  
の所在地 楠葉朝日一丁目21番8-202号  
代表者氏名 大津 周子  
担当者氏名  
連絡先

### 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

#### 記

1. 補助対象事業の名称

福祉有償運送事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

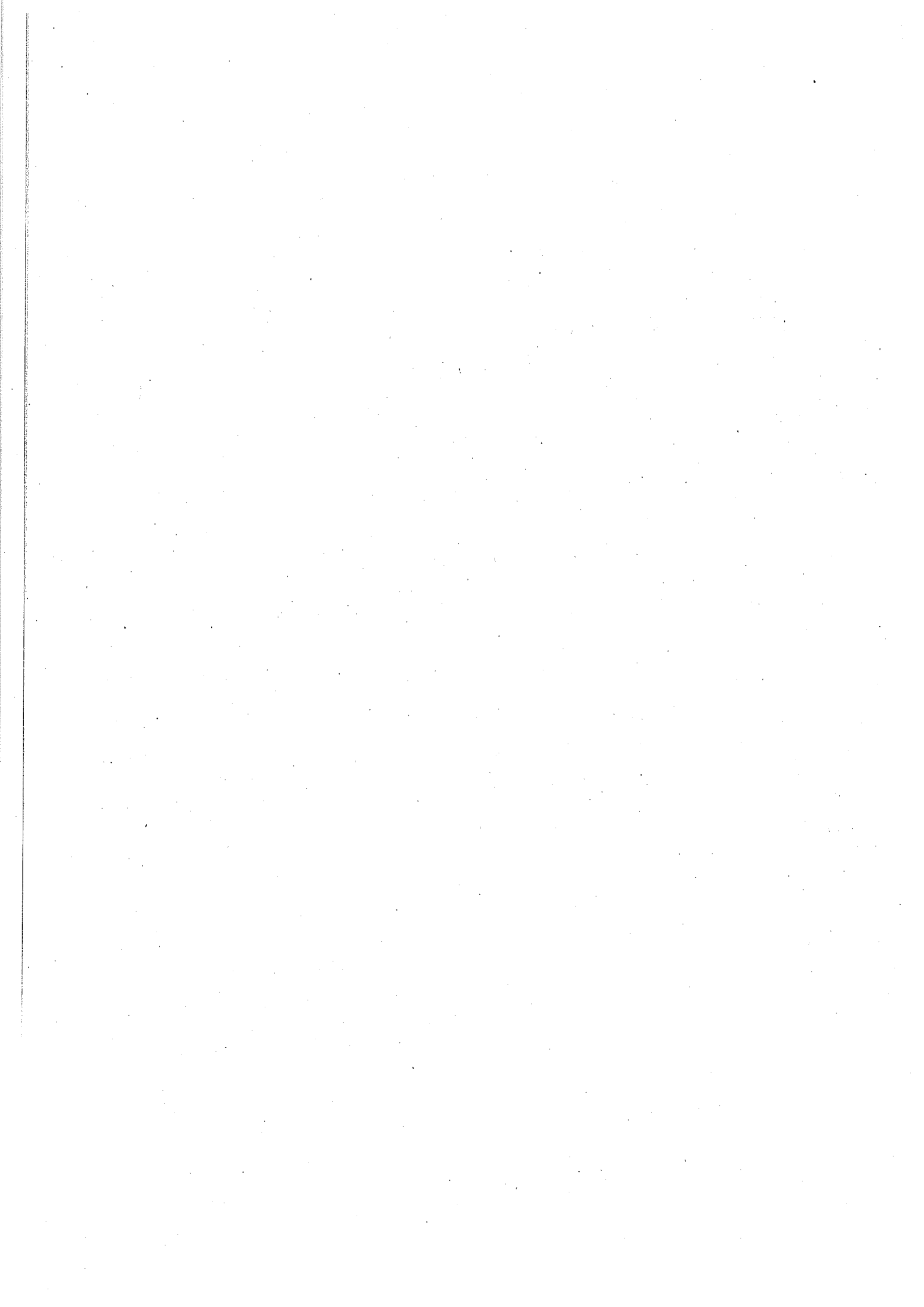
3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 300,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類



事業計画書

団体名		特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
事業名称		福祉有償移送事業
事業実施期間		(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	<p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 高齢や障害によって一人では外出できない方の、日常的な外出の支援。</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 屋外移動に制約のある方が、これまで通ってきた近くの理美容院や喫茶店、商店等に通えなくなり閉じこもりになることで、お店も来店者が減少し閉店することになり、地域の賑わいが減り、互いを気に掛ける関係が失われる状況を改善したい。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 子どもが成人し、遠方で就職して生活を営むことで、枚方市内にはその両親が残り、高齢になり外出に支援が必要となったとき、それをできる人がおらず、外出を諦めてしまう。</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 福祉有償運送の車両を準備することで、離れて暮らす家族の支援によらず外出できるようになる。また、離れて暮らす家族の支援したい気持ちの受け皿として団体が機能する。</p>
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 枚方市内における、移動制約者の外出の増加</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法                  &lt;枚方市民への効果&gt; (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること)                  ・移動に制約がある方の閉じこもりを防ぐ効果                  ・移動に制約がある方の来店手段を確保することによる、地域の賑わいの確保                  ・地域内で対面して接触する機会が残ることによる、互いを気遣う関係の維持                  &lt;確認方法&gt; (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること)                  利用者へのヒアリングを実施する。</p>
2. 事業内容等		<p>(1) 事業の対象者(例:枚方市内に住む10代から20代の人など具体的に) 枚方市内在住、又は目的地が枚方市内にある方で、一人では公共交通機関を使った外出が困難な方。</p> <p>(2) 事業の実施場所(移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること) 枚方市内在住者の自宅から希望する目的地まで、又は目的地が枚方市内にある方の自宅から希望する枚方市内にある目的地まで。特に楠葉周辺。</p> <p>(3) 事業内容 移動に制約がある方を募集し、福祉有償運送に必要な車椅子対応車両をリースして、活動を開始する。 参加の募集は、当会の所在地である枚方市楠葉周辺だけでなく、枚方市内の高齢者施設や、同市内にサービス提供を行うゲアマネージャーにも行う。</p>

3. 実施スケジュール	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可</p> <p>令和5年4月 車椅子対応車両のリース契約 以降 利用申込があるごとに福祉移送サービスを実施</p> <p>10～12月 枚方市NPO活動応援基金の団体希望寄付のご案内 翌年1～3月 事業のヒアリングと、次年度に向けた準備</p>
4. 事業実施の体制	<p>(1) 人員体制 (実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること)</p> <p>福祉有償運送運転協力者：1名 (期間中の車両1台に対する運転者数、福祉有償運送運転協力者講習を受講したうえで、介護に関する資格を持つ者)</p> <p>事務スタッフ：1名</p> <p>コーディネーター：1名 (介護保険業務従事経験者)</p> <p>(2) 事業対象者の見込み数 (例：参加者●名など現時点の想定人数を記入すること)</p> <p>・移動制約者：30名程度</p> <p>・福祉有償運転協力者：10名</p> <p>(3) その他の体制 (寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること)</p>
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること)</p> <p>枚方市NPO活動応援基金の団体希望寄付をもっと集めることができれば、現在リース車両の支払いに充てている会費を車両購入費用に積み立てることができ、利用を拡大していくことができる。</p> <p>また、枚方市ふるさと寄付金の返礼品に当会の会費を載せたので、他市に住む家族様がおられる場合は勧めたい。</p>
6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み	<p>これまで2005年から福祉有償運送を実施し、運営のノウハウを蓄積してきました。</p> <p>2022年度からは月会費を年間で納付してくださる方を募るとともに、ふるさと寄付金の返礼品に会費や移送費を登録し、利用される方にも支援してくださる方にも負担のない仕組みを模索しています。</p>
7. 事業のPR方法	<p>(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること)</p> <p>・これまで18年間の活動の中で培ってきた、枚方市内で活動するケアマネージャーさんへ、リーフレットを配布して周知します。</p> <p>・まだ不十分ですが、ホームページを作成し、周知に使います。</p>
8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定	<p>助成金等の予定 有り (申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し (本補助金のみ)</p> <p>助成金等の名称 ( )</p> <p>申請中の場合、申請結果が確定する予定日 ( 令和 年 月 頃の見込み)</p>
9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	<p>高齢になっても移動のために自家用車が手放せない方による事故リスクも、この事業で軽減できると思います。</p>

事業収支予算書

団体名： 関西生活文化研究会おでかけ

補助対象事業の名称：	福祉有償運送事業
------------	----------

事業実施期間： 2023年 4月～ 2024年 3月

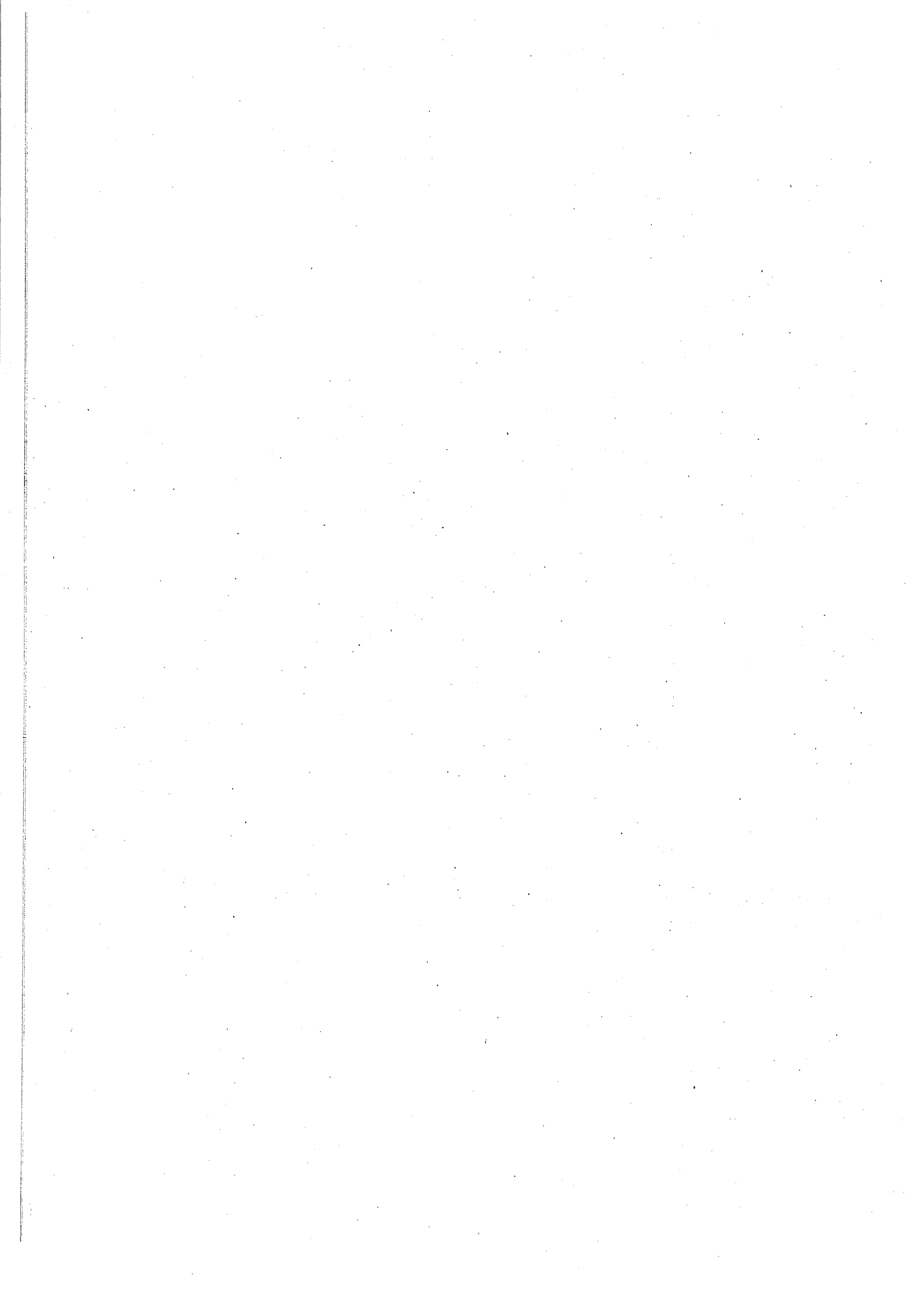
【収入の部】 (単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般) (A)	250,000	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	50,000	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
運送の対価	6,500,000	福祉有償運送 利用料
利用会員受取会費	800,000	会費
他事業からの充当	1,450,000	
合計 (C)	9,050,000	

【支出の部】 (単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	リース料	300,000	車椅子対応車両のリース料1年分 (34100×12カ月)
小計 (E)	300,000		
補助対象外経費	リース料	1,700,000	他の車両のリース料
	燃料費	1,500,000	ガソリン代1年分
	地代家賃	1,800,000	事務所および駐車場代
	運転協力者謝礼	3,250,000	運送の対価の半分 (一回平均250円程度)
	保険料	500,000	自動車保険の保険料
小計	8,750,000		
合計 (D)	9,050,000		

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計 (C) = 支出の合計 (D) となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般) (A) は、補助回数により記入可能な金額が異なります。  
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体) (B) は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。  
(通知がなかった or 今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)





# 【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款



# 2021年度 事業報告書

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

## I 事業期間

2021年4月1日～2022年3月31日

## II 事業の成果

### 1 福祉有償運送事業

福祉有償運送では、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ大きく、外出を控える風潮によって、利用実績は増加せず前年度と同程度でした。

2021年度に予定していた2つの取り組みのうち、一つ目の「活動エリアの限定による短距離利用の増回」は、移送回数の増加と総額の移送収入の減少で実施できました。二つ目の「枚方市NPO活動応援基金補助事業」の取り組みでは、地域の通いなれた理髪店での散髪を再開する等の成果がありました。なお、事業による直接の成果だけでなく、当会の活動を広める効果を発揮し、利用申込や活動への参加申し込みが増えています。

また、2018年度から続けている「寄付月間」の取り組みでは、2021年度は初めて車両購入ではなくICT機器の整備を目標にしました。通信機能を使った運行管理システムを実現する機器の整備を目指し、134000円の寄付を賜ることができました。これまで保管してきた寄付金と合わせて、今年度中に運行管理体制を整備していきます。

2022年度は、福祉移送サービスに係る固定費を、運賃のような変動する収入に頼らない方法で工面することを検討していきます。

また、今度こそ外出の自粛が次第に緩和することを想定し、再度「枚方市NPO活動応援基金」からの補助事業「要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業」に取り組みます。

また、今年度からは福祉有償運送においてもアルコール検査の義務化があるため、これも、ICTを活用した運行管理システムで同時に対応できるよう推し進めていきます。

その他、枚方市共同配車センターに協力して、高齢者・障がい者の移送事業をおこないました。

### 2 訪問介護事業

訪問介護では、毎月約230人程度の要介護者への支援を行いました。今期は引き続き入浴・排泄・食事の介助の利用申込が続いているため、利用実績は去年と同程度です。通院外出に係る訪問介護サービスでは、介助のために駐車した車から離れる必要のある支援が増加しています。件数としては前年と同様で、利用実績は横ばいです。

今期予定していた取り組みのうち、定期的訪問サービスの増加は、増減しつつ予定通り進んでいます。しかし午後にまだ余力があるため、来期も同様に注力していきます。

また、枚方市内の訪問介護事業所として、2017年度から引き続き「第一圏域元気づくり地域づくり会議」のメンバーに職員を1名派遣し、2011年度から引き続き「枚方市訪問介護事業者会」の運営メンバーにも職員を1名派遣しています。

### Ⅲ 事業の実施状況

#### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 福祉有償運送  
(内 容) 高齢や障害によって移動に制約のある方の外出支援  
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域  
(実施日時) 月～金の9時～18時  
(祝祭日、12月30日～1月3日、8月13～15日を除く)  
(事業の対象者) 枚方市内在住か、外出の目的地が枚方市内にある移動制約者  
(収 入) 運賃等、会費、寄附金等  
6,677,779円  
(支 出) 車両費、リース料、燃料費、保険料、通信費等  
8,839,217円
- (2) (事業名) 訪問介護事業  
(内 容) 高齢や疾病等により要介護となった方への訪問介護サービス  
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域  
(実施日時) 月～土の7時～22時  
(事業の対象者) 事前に訪問介護サービスの利用契約を結んでいる要介護者  
(収 入) 介護給付費、利用者負担、公費負担等  
55,636,268円  
(うち、介護給付費・公費が48,715,677円)  
(支 出) 人件費、福利厚生費、地代家賃等  
53,245,971円

### Ⅳ 社員総会の開催状況

#### 通常総会

- (日 時) 2022年6月17日(金) 19時00分から19時30分  
(場 所) 法人事務所  
(社員総数) 13名  
(出席者数) 13名(うち委任状出席者7名)  
(内 容) 第1号議案 2021年度 事業報告書等 について  
第2号議案 2022年度 事業計画等 について  
第3号議案 役員改選 について

上記の議案について説明し、審議の結果原案通り承認されました。

# 2021年度 活動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ  
(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	132,000	
賛助会員受取会費	15,000	
.....		147,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	175,779	
施設等受入評価益	-	
.....		175,779
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	-	
枚方市NPO活動応援基金	96,000	
.....		96,000
4. 事業収益		
福祉有償運送事業収益	6,355,000	
訪問介護事業収益	55,455,298	
.....		61,810,298
5. その他収益		
受取利息	56	
受取配当金	160	
雑収益	84,754	
.....		84,970
<b>経常収益計</b>		<b>62,314,047</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	42,711,489	
賞与	3,396,400	
法定福利費	6,419,511	
退職給付費用	-	
福利厚生費	567,561	
.....		53,094,961
(2) その他経費		
広告宣伝費	55,000	
交際費	27,084	
会議費	112,449	
旅費交通費	1,453,650	
通信費	379,211	
消耗品費	106,420	
事務用品費	65,741	
修繕費	54,615	
新聞図書費	-	
諸会費	119,360	
支払手数料	183,924	
車両費	1,468,770	
地代家賃	1,800,000	
リース料	1,883,400	
保険料	525,300	
租税公課	114,320	
寄付金	8,390	
減価償却費	64,800	
支払報酬料	-	
雑費	416,783	
.....		8,839,217
<b>事業費計</b>		<b>61,934,178</b>
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	-	
給料手当	-	
法定福利費	-	
退職給付費用	-	
福利厚生費	-	
.....		-
(2) その他経費		
地代家賃	-	
減価償却費	-	
支払利息	-	
雑損失	151,010	

# 2021年度 活動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ  
(単位：円)

科目	金額		
その他経費計	151,010		
管理費計		151,010	
経常費用計			62,085,188
当期経常増減額			228,859
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	2,500,000	-	
債務免除益		2,500,000	
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	432,000	-	
固定資産売却益除去損		432,000	
経常外費用計			2,068,000
税引前当期正味財産増減額			2,296,859
法人税、住民税及び事業税			-
当期正味財産増減額			2,296,859
前期繰越正味財産額			-29,565,714
次期繰越正味財産額			-27,268,855

# 2021年度 貸借対照表

2022年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ  
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,557,167		
売掛金	9,210,646		
立替金	779,000		
預け金	30,482		
流動資産合計		14,577,295	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	2,419,052		
什器備品	102,232		
リース資産	1,758,720		
有形固定資産計	4,280,004		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	-		
(3) 投資その他の資産			
出資金	10,000		
差入保証金	650,000		
リサイクル預託金	16,750		
投資その他の資産計	676,750		
固定資産合計		4,956,754	
資産合計 (A)			19,534,049
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	33,090,449		
理事借入金	1,860,878		
未払給与	3,702,937		
未払費用			
預り金	13,300		
流動負債合計		38,667,564	
2. 固定負債			
長期借入金	7,344,000		
長期未払い金	791,340		
固定負債合計		8,135,340	
負債合計 (B)			46,802,904
III 正味財産の部			
資本金			
前期繰越正味財産		-29,565,714	
当期正味財産増減額		2,296,859	
正味財産合計 (C)			-27,268,855
負債及び正味財産合計 (B) + (C)			19,534,049

# 2021年度 財産目録

2022年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ

(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	295,884	
普通預金	3,331,283	
定期預金	600,000	
定期積金	330,000	
未収金		
訪問介護事業未収金	9,210,646	
立替金	779,000	
預け金	30,482	
.....		
流動資産合計		14,577,295
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
車両運搬具	2,419,052	
工具器具備品	102,232	
リース資産	1,758,720	
.....		
有形固定資産計	4,280,004	
(2) 無形固定資産		
.....		
無形固定資産計	-	
(3) 投資その他の資産		
出資金	10,000	
差入保証金	650,000	
リサイクル預託金	16,750	
.....		
投資その他の資産計	676,750	
固定資産合計		4,956,754
資産合計		19,534,049
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
短期借入金	33,090,449	
理事借入金	1,860,878	
未払い給与	3,702,937	
未払費用	-	
預り金	13,300	
.....		
預り金		
源泉所得税預り金	-	
.....		
流動負債合計		38,667,564
2. 固定負債		
長期借入金	7,344,000	
長期未払金	791,340	
.....		
固定負債合計		8,135,340
負債合計		46,802,904
正味財産		-27,268,855



# 特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市内に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、各種移送手段による移送サービスを提供することにより、高齢者、障害者の外出及び社会参加の促進に関する事業並びに訪問看護、訪問介護等のサービスを提供することにより、高齢者、障害者の快適な日常生活実現の支援に関する事業を行い、もって高齢者、障害者の福祉の推進に寄与するとともに上記サービスの実施者として障害者、中高年者を雇用することにより、就業機会の少ない障害者、中高年者の雇用の促進に寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号の活動（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）及び第15号の活動（職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動）を行う。

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (ア)特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者、障害者に対する移送サービスの提供
- ② 高齢者、障害者に対する訪問看護及び訪問介護の提供
- ③ 高齢者、障害者に対する福祉用具の貸与
- ④ 高齢者、障害者への医療機関、保健施設、介護事業所、居住用不動産等に関する相談並びに斡旋
- ⑤ ホームヘルパー養成研修事業
- ⑥ 障害者、中高年者に対する就業機会の提供
- ⑦ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、入会の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、正会員の入会申込につき、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (ア) 会員個人が死亡し、又は会員団体が消滅したとき
- (イ) 会費を2年以上納入しないとき

### (除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### (抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金及び会費並びにその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

#### (種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
  - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
  - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

#### (任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

#### (欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、この定款で特別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面決議等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者は、それぞれその旨及び数を明記する）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第29条 理事会は、この定款で特別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

### (招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックスにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

### (議決等)

第33条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

## 第6章 資産、会計および事業計画

### (資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第7章 事務局

### (設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

### (書類及び帳簿の備置)

第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

### (解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消

- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第9章 雑則

### (公告)

第47条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

### (規則等の作成)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、



理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 1,000円 月会費 1,000円

(2) 賛助会員

入会金 1,000円 月会費 円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定に関わらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定に関わらず、平成18年6月30日までとする。

(1) 理事長

氏名 北山喜直

(2) 副理事長

氏名 荒川修一

(3) 理事

氏名 押山雪子

(4) 監事

氏名 藪内節子

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定に関わらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ

設立代表者 荒川 修一 印

第49条 定款の変更

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 第2条 主たる事務所の変更 | 平成18年7月7日登記   |
| (2) 第2条 主たる事務所の変更 | 平成18年11月29日登記 |
| (3) 第12条・第13条の変更  | 平成19年6月19日登記  |
| (4) 第2条 主たる事務所の変更 | 平成22年6月1日登記   |
| (5) 第2条 主たる事務所の変更 | 平成24年6月17日登記  |
| (6) 第47条 公告方法の変更  | 平成30年7月26日登記  |

令和4年8月31日

現行定款である

特定非営利活動法人  
関西生活文化研究会おでかけ  
理事 大津 周子